

(証券コード：2971)

2019年10月 2 日

投資主各位

東京都千代田区神田駿河台四丁目 2 番 5 号

エスコンジャパンリート投資法人

執行役員 大 森 利

第 5 回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第 5 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、本投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（2019年10月16日（水曜日）午後 6 時）までに到達するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第 1 項の規定に基づき、本投資法人現行規約第14条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約第14条抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月17日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前 9 時30分）

2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台 4 番 6 号 御茶ノ水ソラシティ
23階セミナールーム

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.escon-reit.jp/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎運用状況報告会  
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎お土産  
本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントの本店が東京都港区に移転することから、これに伴い本投資法人の本店についても同様に移転すべく、本投資法人の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものです。（現行規約第3条関係）
- (2) 投資主総会の招集及び基準日等に関する規定について、本投資法人の第5回投資主総会が2019年10月17日に開催されることに伴い、投資主総会を2021年10月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集される旨の規定に変更する旨及びかかる投資主総会における基準日等を変更する旨の規定に変更するものです。（現行規約第9条及び第15条関係）
- (3) 本投資法人の第4期営業期間の終了により、不要となった規定の削除を行うものです。（現行規約第43条関係）

##### 2. 変更の内容、効力発生日

変更の内容は次のとおりです（下線部は変更部箇所を示します）。また、第9条、第15条及び第43条の変更については可決により直ちに効力を生じるものとし、第3条の変更については2019年10月21日に効力が生じるものとします。

| 現 行 規 約                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条（本店の所在地）<br>本投資法人は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。                                                                                                       | 第3条（本店の所在地）<br>本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。                                                                                                               |
| 第9条（招集）<br>1. （省略）<br>2. 本投資法人の投資主総会は、 <u>2020年</u> 10月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。<br>3. （省略） | 第9条（招集）<br>1. （現行どおり）<br>2. 本投資法人の投資主総会は、 <u>2021年</u> 10月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。<br>3. （現行どおり） |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2020年7月末日</u>及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. （省略）</p> | <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2021年7月末日</u>及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第9章 附 則</u></p> <p><u>第43条（決算期に係る経過規定）</u></p> <p><u>第35条の規定にかかわらず、本投資法人の第4期営業期間は、2018年5月1日から2019年1月末日までとする。</u></p>                                                                                                                                                                     | <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大森利から、第1号議案が可決された場合においては、本投資主総会の終結の時をもって辞任し、本議案をご可決いただくことで、執行役員の任期を2019年10月17日より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会までとさせていただきたい旨の申出がありました。従いまして、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任される執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書の規定により、2019年10月17日より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。なお、本議案は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位及び担当 |                                         |
|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------|
| おおもり さとし<br>大森 利<br>(1966年3月30日) | 1989年4月                            | 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社)               |
|                                  | 2006年10月                           | みずほ信託銀行株式会社 コンサルティング部次長                 |
|                                  | 2010年4月                            | みずほ証券株式会社 IBプロダクツグループ 不動産金融開発第2部長       |
|                                  | 2011年4月                            | 同 IBプロダクツグループ 不動産金融開発第1部長               |
|                                  | 2012年4月                            | 同 IBプロダクツグループ 副グループ長                    |
|                                  | 2014年4月                            | 同 法人グループ 企業推進第一部長                       |
|                                  | 2016年10月                           | 株式会社日本エスコン<br>株式会社エスコンアセットマネジメント出向 執行役員 |
|                                  | 2016年11月                           | 同 代表取締役(現任)<br>エスコンジャパンリート投資法人 執行役員(現任) |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントの代表取締役です。上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員山中真人及び宇賀神哲から、第1号議案及び第2号議案が可決された場合においては、本投資主総会の終結の時をもって辞任し、本議案をご可決いただくことで、監督役員の任期を2019年10月17日より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会までとさせていただきたい旨の申出がありました。従いまして、本投資主総会において監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書の規定により、2019年10月17日より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。なお、本議案は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位 |                                                      |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1         | やまなか まさと<br>山中 真人<br>(1973年6月29日) | 1998年4月                        | 三井安田法律事務所（現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）                    |
|           |                                   | 2002年10月                       | あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）                             |
|           |                                   | 2007年5月                        | 東京青山・青木・狛法律事務所（現 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））<br>パートナー |
|           |                                   | 2011年2月                        | 米国ニューヨーク州弁護士 登録                                      |
|           |                                   | 2016年8月                        | エスコンジャパンリート投資法人 監督役員（現任）                             |
|           |                                   | 2017年12月                       | 狛・小野グローバル法律事務所 パートナー（現任）                             |



| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位 |                                                                      |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 2         | う が じん さとし<br>宇賀神 哲<br>(1975年2月11日) | 1997年10月                       | 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）東京事務所                                        |
|           |                                     | 2005年3月                        | ケネディクス株式会社<br>ケネディクス・リート・マネジメント株式会社<br>財務企画部 出向                      |
|           |                                     | 2007年9月                        | みずほコーポレートアドバイザー株式会社（現株式会社みずほ銀行）                                      |
|           |                                     | 2008年11月                       | ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社                                                |
|           |                                     | 2011年8月                        | JBA HRソリューション株式会社 取締役（現任）                                            |
|           |                                     | 2015年9月                        | ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社<br>マネージングディレクター（現任）<br>株式会社JBAホールディングス 取締役（現任） |
|           |                                     | 2016年8月                        | エスコンジャパンリート投資法人 監督役員（現任）                                             |

- ・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

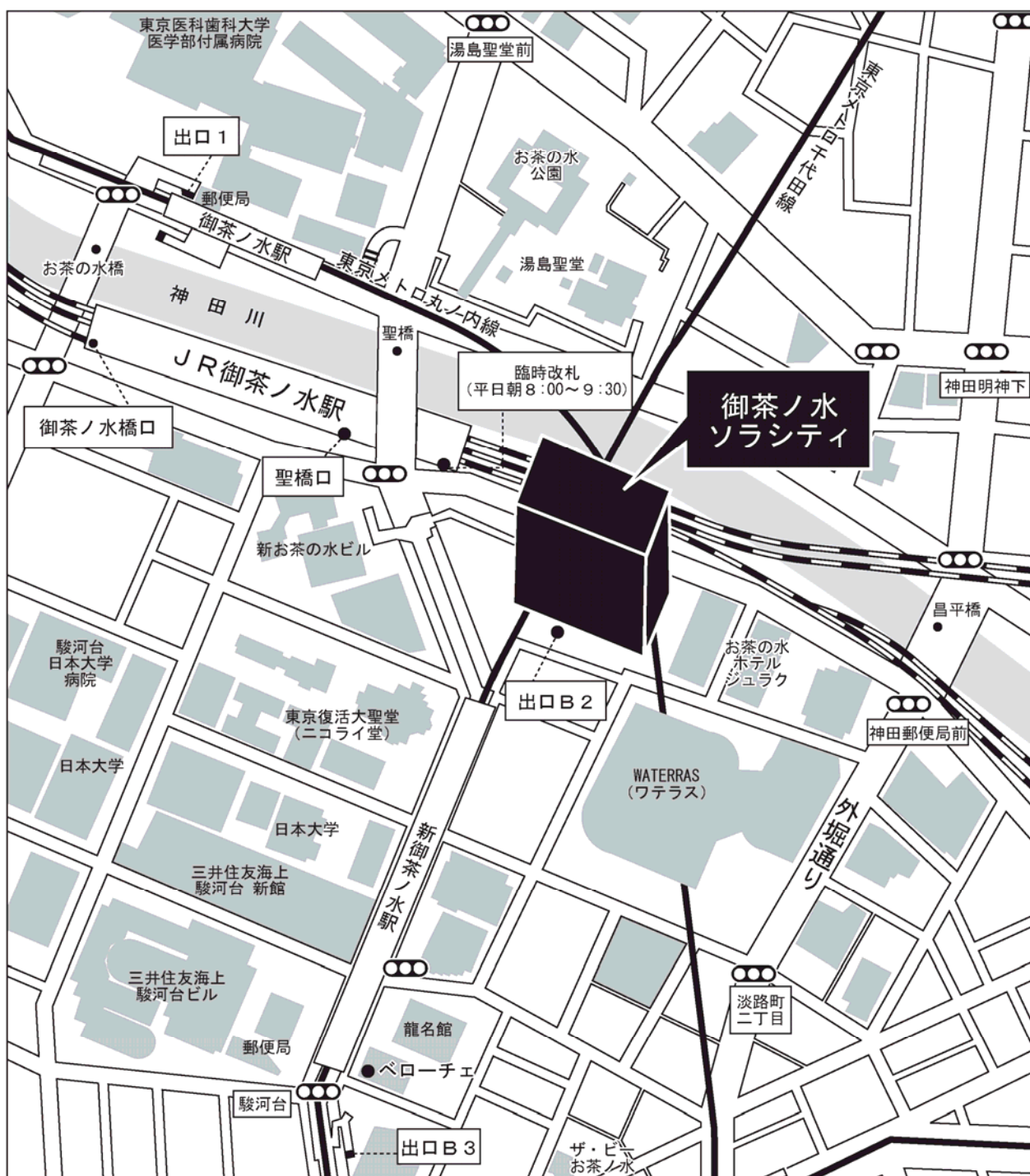
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案に該当しません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田駿河台4番6号 御茶ノ水ソラシティ  
23階セミナールーム



|             |          |       |      |
|-------------|----------|-------|------|
| J R 中央線・総武線 | 「御茶ノ水」駅  | 聖橋口から | 徒歩1分 |
| 東京メトロ千代田線   | 「新御茶ノ水」駅 | 出口B2  | 直結   |
| 東京メトロ丸ノ内線   | 「御茶ノ水」駅  | 出口1から | 徒歩4分 |

なお、当日は駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。